

館山市消防団サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、館山市の消防団員（以下「団員」という。）の確保及び拡充を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、市内の団員に対してサービス等の提供をすることにより団員を応援する企業及び店舗等（以下「館山市消防団応援事業所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業は、館山市消防団本部が館山市及び各企業と相互に協力し実施するものとする。

(館山市消防団サポート企業に関する基本的な考え方)

第3条 館山市消防団サポート企業は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱におけるサービス等とは、団員が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品及び飲食物の進呈並びに買い物ポイント加算をはじめとした各種サービスのことをいう。
- 3 館山市消防団サポート企業が提供するサービス等の内容及び提供対象者については、各事業所が定めるものとする。

(登録)

第4条 館山市消防団サポート企業に登録しようとする企業及び店舗等は、館山市消防団サポート企業登録申請書（様式第1号）により館山市消防団長（以下「団長」という。）に申請するものとする。

- 2 団長は、前項の申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認し、館山市消防団サポート企業認定証を交付する。
 - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの。
 - (2) 千葉県暴力団排除条例（平成23年3月18日千葉県条例第4号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。
 - (3) 各種法令に違反しているもの又はその恐れがあるもの。
 - (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、団長が適当でないと認めるもの。
- 3 団長は、前項の登録を受けた事業所に対して、館山市消防団サポート企業表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

4 館山市長は、サポート企業の名称、所在地及びサービス等の内容を、ホームページ等により公表するものとする。

(表示証の表示)

第5条 館山市消防団サポート企業は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された店舗等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告

(登録の変更)

第6条 館山市消防団サポート企業は、登録された内容を変更しようとするときは、館山市消防団サポート企業登録変更申請書(様式第2号)により、変更の1か月前までに、団長に申請するものとする。

(登録の廃止)

第7条 館山市消防団サポート企業は、登録を廃止しようとするときは、館山市消防団サポート企業登録廃止届出書(様式第3号)により、表示証を添えて団長に届け出るものとする。

(登録の取消)

第8条 団長は、館山市消防団サポート企業が事業を廃止等したとき、偽りその他不正な手段等により表示証の交付を受けたとき又はその他館山市消防団サポート企業としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

2 前項の規定により登録を取り消された館山市消防団サポート企業は、速やかに表示証を団長に返還しなければならない。

(団員カード)

第9条 団長は、市内の団員に対して、団員であることを示すカード(以下「団員カード」という。)を作成し、各団員に交付するものとする。

- 2 団員は、館山市消防団サポート企業から提供されるサービス等を受けようとするときは、裏面に署名した団員カードを提示しなければならない。
- 3 団員は、団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
- 4 団員カードを不正に使用し、館山市消防団サポート企業に損害を与えた場合、その責任は当該団員カード保有者が有するものとする。

5 団員は、団員カードの汚損や紛失があったときは、速やかに団本部に申し出て、再交付を受けるものとする。

(その他)

第10条 表示証及び団員カードは別に定める。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。